



診療報酬改定に伴う特定疾患療養指導料から 生活習慣病管理料への移行について

いつも当診療所をご利用いただきありがとうございます。

年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚生労働省は令和6年6月1日に診療報酬の改定を行いました。

「糖尿病」「脂質異常症」「高血圧症」の治療を受けていただいている患者様には、これまでの「特定疾患療養管理料」にかわり、より専門的かつ総合的な治療管理をするための「生活習慣病管理料」として診療報酬を算定することになります。

対象の疾患で通院中の患者様には、個々に応じた目標設定や血圧・体重・食事・運動に関する具体的な指導内容を記載した「療養計画書」をお渡しします。この療養計画書の初回作成時および内容変更時には患者様の「ご署名」が必要となります。

この改定に伴い、窓口でお支払いいただく料金が変わる場合がございます。皆様のご理解とご協力の程よろしく申し上げます。

